

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の 全部変更の概要について

令和元年 9 月 27 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

- 1 「特定家畜伝染病防疫指針」（以下「指針」という。）については、家畜伝染病予防法第 3 条の 2 第 6 項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- 2 豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する指針については、最終改正から 3 年が経過したことから、平成 30 年 10 月に内容を見直したところ。また、これまで、本指針の一部については、豚コレラに関する指針を準用してきたところ。
- 3 しかしながら、現在、近隣諸国においてアフリカ豚コレラの発生拡大が続き、我が国への侵入リスクが格段に高まっていることに加え、国内における豚コレラの発生対応において、豚飼養農場及び野生いのししにおける防疫措置に追加すべき点が明確となった。このことを踏まえ、万が一、我が国にアフリカ豚コレラウイルスが侵入した際にも、早期発見・早期通報がなされ、より迅速かつ効果的に封じ込めが行えるよう、本指針の全部変更を行う。

4 本指針の変更の概要

(1) 検査体制の見直し

国内におけるアフリカ豚コレラの浸潤をより早期に発見するために、本病検査の一部を家畜保健衛生所において検査を実施できる体制を構築。

(2) 早期発見・早期通報の徹底

家畜伝染病予防法第 13 条の 2 第 1 項で規定する豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定症状を本指針にも明記。

(3) 患畜及び疑似患畜の範囲の見直し

家畜保健衛生所における P C R 検査で陽性となった場合は、動物衛生研究部門に検体を送付し、他の遺伝子検査や遺伝子解析等により患畜を決定。また、移動制限区域内における続発事例等においては、家畜保健衛生所で実施する P C R 検査により疑似患畜を決定。

(4) 殺処分前後のねずみ、ダニ対策の徹底

発生農場等における殺鼠剤やねずみの忌避剤、殺虫剤等の散布を徹底。

(5) 報告徴求

発生農場の周辺農場や疫学関連農場に対し、移動制限等の措置に加え、毎日の健康観察及び飼養豚の死亡頭数等報告を徴求。

(6) 豚等の再導入の前のモニター豚の導入

モニター豚の導入による農場の清浄性確認を実施。